

## 学 術 部 運 営 規 程

平成 4 年 5 月 1 日制定

(総 則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という）の組織運営規程第 12 条及び第 15 条の規定に基づき、学術部の運営について定める。

(目 的)

第 2 条 学術部は、会の学術活動を推進し、会員相互の知識の高揚を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 学術部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 検査研究部門の活動に関する事項
- (2) 学術研究、疫学調査に関する事項
- (3) 学術誌に関する事項
- (4) 講習会、研修会等の開催に関する事項
- (5) 内外学術他団体との交流に関する事項
- (6) 学会の企画・運営に関する事項
- (7) 精度管理事業、臨床検査データ標準化事業に関する事項
- (8) 生涯教育事業に関する事項
- (9) その他、学術部の目的達成のための事業に関する事項

2 講習会、研修会等の企画及び運営については、研修会企画・運営細則による。

(検査研究部門)

第 4 条 前条の事業を円滑に行うため、次の検査研究部門（以下「部門」という）を置く。

- (1) 生物化学分析部門
- (2) 臨床一般部門
- (3) 臨床血液部門
- (4) 臨床微生物部門
- (5) 輸血細胞治療部門
- (6) 病理細胞部門
- (7) 染色体・遺伝子部門
- (8) 臨床生理部門
- (9) 臨床検査総合部門

2 各部門の任務、構成及び運営については、別に定める検査研究部門細則による。

(組 織)

第 5 条 学術部を運営するために、次の組織を置く。

- (1) 学術部長（常務理事） 1 名
  - (2) 学術副部長（理事） 若干名
  - (3) 部門長 各部門に 1 名
  - (4) 学識経験者 必要に応じ、若干名
- 2 学術部長は、常務理事が指名する。
- 3 学術副部長は、理事の中から選任する。
- 4 各部門長は、各部門員の中から学術部長が選任し、常務理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(職 務)

第 6 条 役員は、次の職務を行い、学術活動の推進を図る。

- (1) 学術部長は、学術部を代表し、事業を統括する。
- (2) 学術副部長は、学術部長を補佐する。
- (3) 部門長は、部門を統括し、第 2 条に掲げる目的達成のための学術活動を行う。

(任 期)

第 7 条 部員の任期は 2 年とする。

- 2 部員は再任されることができる。ただし、再任は通算 3 期までとする。

(選任及び解任)

第 8 条 学術部長は、常務理事の中から会長が指名する。

- 2 学術副部長は、理事の中から学術部長が任命する。
- 3 学術部員は、理事会において正会員より選出し、会長が委嘱する。
- 4 学術部長及び学術副部長が次の各号のいずれかに該当する場合、会長はこれを解任することができる。
  - (1) 心身の障害のために職務の執行に堪えないと認めるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき
- 5 学術部員は、前項各号のいずれかに該当する場合、理事会において全理事の 3 分の 2 以上の議決により解任することができる。

(会 議)

第 9 条 学術部は、第 3 条の事業を行うため、必要に応じ学術部会を開催する。

- 2 構成員は、第 5 条に定める役員その他、学術部長が必要と認めた者とする。

- 3 各部員は、必要に応じて、学術部員以外の正会員の出席を求めることができる。
- 4 学術部会は学術部長が招集し、議長となる。
- 5 会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所、会議の目的等を、書面又は電磁的記録により構成員に通知するものとする。ただし、緊急な事情又は構成員全員の同意がある場合はこの限りでない。
- 6 学術部会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 7 学術部会の議決は、出席した部員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 8 部員の代理は認めない。
- 9 その他、学術部会の運営につき必要な事項は、理事会において定める。

(常務理事会の承認)

第 10 条 学術部長は、事業の運営について審議決定をしたものにつき、常務理事会に報告してその承認を得なければならない。

(規程の変更等)

第 11 条 この規程に定めのない事項については、理事会の決定による。

- 2 この規程を変更する場合には、理事会の議決を経るものとする。

(附 則)

この規程は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

平成 10 年 4 月 1 日 一部改正

平成 13 年 12 月 22 日 一部改正

平成 15 年 10 月 27 日 一部改正

平成 16 年 3 月 11 日 一部改正

平成 19 年 4 月 1 日 一部改正

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

平成 26 年 4 月 1 日 一部改正

平成 28 年 1 月 16 日 一部改正

平成 30 年 6 月 9 日 一部改正